



「避難行動要支援者名簿」について

『避難行動要支援者名簿』は、東日本大震災において、高齢者の方や障がい者の方の死亡率が高かったことを踏まえ、災害発生時に自力で避難することが困難であり、特に支援を必要とする方（『避難行動要支援者』）を事前に把握し、災害発生時に円滑な支援を実施するため、市町村にあらかじめ作成することを義務付けた名簿です。（災害対策基本法第49条の10第1項）

この名簿は、対象者本人の同意が得られた場合に限り、平常時から避難支援等関係者に情報提供することとしています。また、災害発生時または発生の恐れが生じた場合には、事前の同意に関わらず、町が必要と判断した場合には、法律に基づき、避難支援等関係者に名簿情報を提供することとしています。

○名簿に登録される方

※生活の基盤が自宅（大山崎町内）にある方で、自力で避難行動を行うことが困難であり、特に支援が必要となる方。

名簿に登録される方の要件は以下のとおりです。（大山崎町地域防災計画に規定）

- ①要介護3～5の認定を受けている方
- ②身体障害者手帳1・2級の第1種を受けている方（心臓・腎臓機能障がいのみの方を除く）
- ③療育手帳Aを受けている方
- ④上記以外で町長が支援の必要を認めた方（70歳以上一人暮らし、高齢者世帯等）



○名簿に登録される情報

名簿に登録される情報は以下のとおりです。

- ①氏名、②生年月日、③性別、④住所、⑤電話番号その他の連絡先、⑥避難支援等を必要とする理由、⑦避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

○名簿の提供先「避難支援等関係者」

名簿は災害時の円滑な支援実施のため、支援を行なうことが想定される消防機関、消防団、都道府県警察、民生児童委員、社会福祉協議会、地域の自主防災組織や自治会などに対して提供します。

※避難支援等関係者には災害対策基本法に基づく守秘義務が課されます。秘密の厳守、名簿情報の適切な管理等が行える避難支援等関係者にのみ提供します。



○平常時から名簿を提供することについての同意・不同意

平常時から「避難支援等関係者」に名簿情報を提供することについて、同意書により同意確認を行っています。

同意書の提出がない方や、「同意しない」に○をされた方については、平常時に提供する名簿からは削除します。ただし、災害時（災害が発生するおそれがある場合を含む）には、名簿の提供に本人の同意を要しないことから、災害時の提供名簿には登録されます。

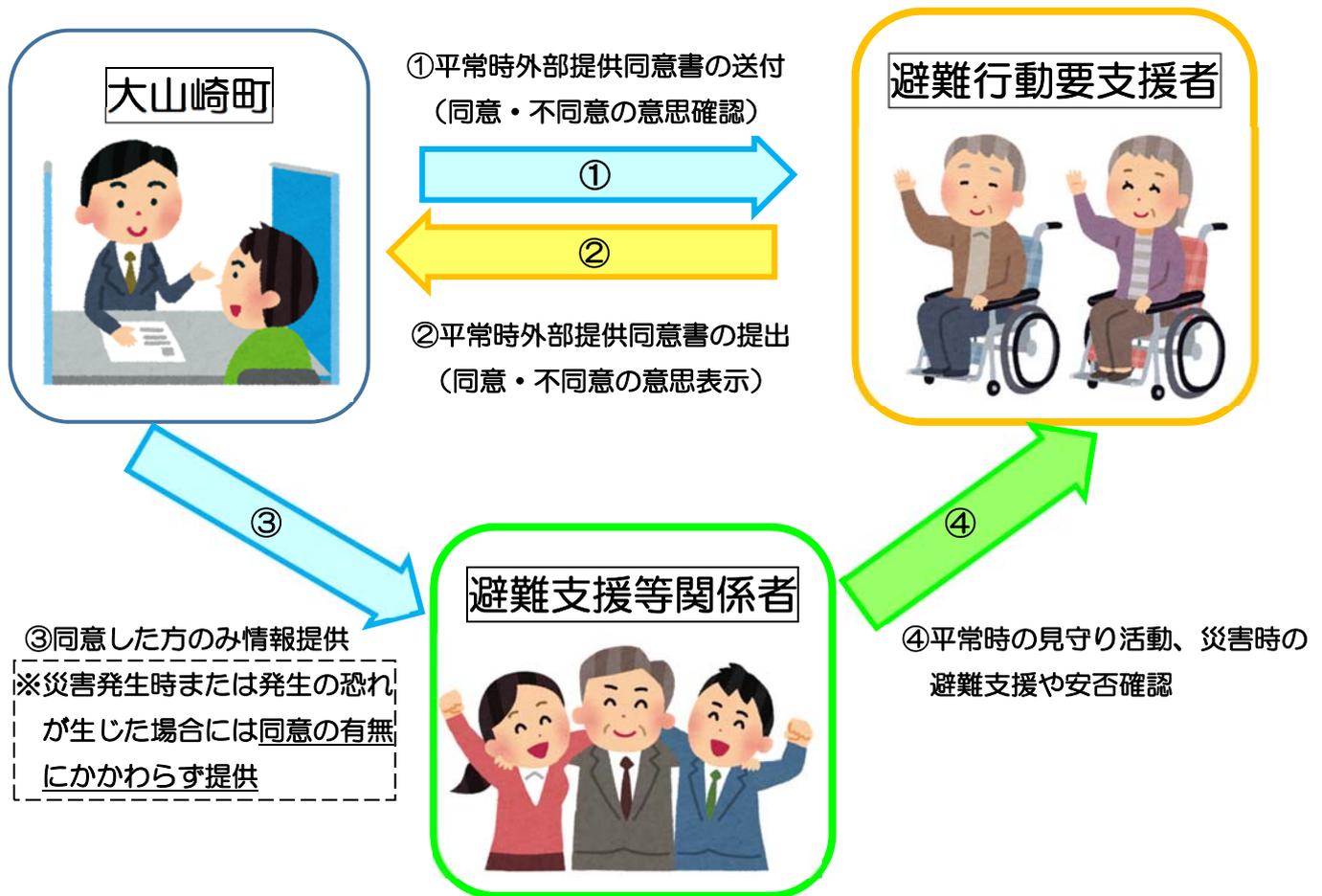
○個人情報の取り扱いについて

個人情報は、町及び避難支援等関係者において適正に管理し、避難支援に係る目的以外には使用しません。名簿情報を提供された避難支援等関係者には、災害外対策基本法に基づく守秘義務が課せられます。

○名簿記載事項の変更・平常時から名簿を提供することについての意思の変更について

名簿記載事項を変更される場合及び平常時から名簿を提供することについての意思を変更される場合は、下記担当までご連絡下さい。変更の申出がない限りは自動継続とさせていただきますが、転居、死亡等により、避難行動要支援者の異動が確認された場合には、ご本人の同意なく、名簿から削除します。

《名簿活用イメージ図》



留意事項

避難支援者等関係者へ平常時から情報提供を行うことについて同意することにより、災害時における避難行動の際に支援を受ける可能性が高まりますが、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。

☆日頃から災害に備え、『自分の身は自分で守る(自助)』という意識を持つと共に、自治会や自主防災組織に加入し、地域の活動に積極的に参加するなど地域の方々と良い関係を作るよう心掛けてください。